

○山井委員 二十八分間、過労死の防止、そして、今回提出がうわさされております残業代ゼロ法案、その中でも、特にきょうは裁量労働制の営業職などへの拡大、そのことについて御質問をさせていただきたいと思っております。

きょうは、傍聴席の左の端に山下照之さんにお越しをいただいております。目が不自由なわけですが、本当に、わざわざ傍聴にお越しをいただいております。

その理由は、きょうの配付資料の一面にもありますように、山下さんは今から七年前にクモ膜下出血でお倒れになられまして、三日間意識不明になられた。それで、一命は取りとめられましたが、ここに書いてありますように、全盲になってしまわれました。「直前四カ月の平均残業時間は月百五十時間を超えた。多い時は年間三百日海外出張し、深夜まで商談。顧客の求める納期に応えるため、自宅でも取引先や同僚からの電子メールに対応した。」ということであります。しかし、会社側は直前四カ月の平均残業時間は月十時間未満だということで、残念ながら、労災認定も受けられておりません。

そして、今回、高度プロフェッショナルも問題であります。同時に裁量労働制の営業や管理部門の拡大というのに入ってありますし、特に裁量労働制の拡大は、年収要件はありませんから、年収二百万円でも、そして新入社員でも適用になります。そういう中で、私のような被害者がふえることを防ぎたい、命を守りたいという思いで今、山下さんも発言をされております。

昨年五月にこの場、この厚生労働委員会で画期的な過労死防止法が全ての党派の賛成により衆議院を通過いたしました。自民党さん、公明党さんという与党も積極的に推進をさせていただきまして、全ての政党が賛成で過労死防止法ができたということは、本当に素晴らしいことであったと思います。

きょうの配付資料の最後のページにもありますけれども、その中で、過労死等防止対策推進法第四条、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有する、過労死を減らすための国の責務というものが明記をされたわけであります。

そういう意味では、この過労死防止は、党派は関係なく、政争の具にすることなく、とにかく、特に私たち厚生労働委員としては、どうすれば、過労死大国と世界的にも汚名をつけられているこの日本でどう過労死を減らしていけるのかということ昨年成立させた法案に基づいて今議論をせねばならないと思っておりますし、ことし六月ぐらいには過労死防止対策法に基づいた過労死防止対策大綱もつくられようとしております。

私の問題意識は、昨年この場で成立した過労死防止法と、今回、今、提出されるのではないかとうわさされている残業代ゼロ法案、政府は新しい労働時間法制と言っているのかもしれませんが、呼び名はともかくとして、その残業代ゼロ法案が矛盾する、もっと言えば、長時間労働をふやすのではないか、過労死をふやすのではないか、これは非常に重要な議論なんです。

なぜならば、私たち国会議員、特に厚生労働委員の責務というのは国民の命を守るからです、間違っても今回の法案によって、来年四月施行という予定らしいですから、来年四月以降、新しく対象拡大で裁量労働制や高度プロフェッショナルになった方が、過労死や、あるいは、きょうもお越しをいただいている山下さんのような労災になったとしたら、これはあり得ないことです。過労死防止法にも反するということにもなるわけです。

そこで、この山下さんのケースは、自宅に持ち帰り残業をしていて、パソコンで、もちろん、二十四時間体制で仕事をされていたわけですね。平均残業時間は月百五十時間。ところが、クモ膜下出血で倒れた後、会社側がそのパソコンのメールや記録を消去してしまった。それで、なぜ労災に認定されないのかということ、何と、働いた証拠がない、成果物がないと。でも、成果物がないと言うけれども、会社側が消去しているんですよ、それは。そういう非常に厳しい状況でなぜ労災にならないかという一つの主張として会社が言っているのが、裁量労働制だから本人の裁量で働いたんです、会社の責任はありませんと。

山下さんは、クモ膜下出血で三日間生死をさまよわれたときに、臨死体験というんですか、脳死体験というんですか、その中でお亡くなりになられたお母さんにもお目にかかれて、そして、こっちに来るなどと言われて戻

ってきたということもおっしゃっておられました。

こう言ったらなんですけれども、本当に生死の境をさまよった山下さんが、今この場にお越しになって、裁量労働制を拡大すると過労死がふえる、そういうことを訴えておられるわけです。

塩崎大臣、このような現状についてどう思われますか。

○塩崎国務大臣 今先生からお話ありがとうございましたけれども、今回私どもが提案を申し上げようとしている労働時間法制の見直しというのは、去年の日本再興戦略で示された考え方に基づいて出すわけでございまして、特にワーク・ライフ・バランスの観点から、働き過ぎを是正するとともに、つまり健康を重視するとともに、多様なニーズに対応した新しい働き方の選択肢を設け、それによって経済を立て直して、社会保障の財源を含めた経済からの好循環をつくっていかう、こういうことでございます。

今、先生いろいろな御懸念点をおっしゃったわけでありまして、高度プロフェッショナル制度というよりは、どちらかというと裁量労働制の方に重きを置いた御説明をいただいたわけでございますけれども、これも、数々の規制を設けた上で対象を拡大しようとしているわけです。

まず第一に、働く人が自律的で創造的に働くことを可能とするための制度だということと、業務の遂行手段や時間配分をみずからの裁量で決定する人に対応した制度であって、まず第一に、一番大事なものは、労働時間規制は全て適用する。つまり、例えば、いわゆる三六協定、あるいは割り増し賃金、こういったものは全て適用になるわけでございますし、加えて、労使委員会というのが、事業場の労使同数の委員会で、対象業務を決める、対象労働者を決める、みなし労働時間も決める、健康確保措置も、五分の四以上の多数で決議をするわけでございます。

裁量労働制において、例えば時間管理ができていないという話がありましたけれども、それは全く間違っておりまして、この中においては、法律でもって始業及び終業の時刻の決定が労働者に委ねられていることを明確化いたしますし、例えば、明らかな……（山井委員「簡潔に答弁してください」と呼ぶ）いやいや、それは、先生の方がやや決めつけをされるので、そういうことではありませんよということをおかかないと、国民の皆様方も皆そう思われてしまうので、そのところを明確にしておきたいと思えます。

今のように、始業、終業、こういうものもきっちり労働者に委ねられるのと、それから、指針というのが後ほどできて、例えば、明らかに処理もできないような分量の業務を与えながら相応の処遇の担保策を講じないといったようなことをやるのはだめだということを確認いたしますし、健康確保措置というのものも、先ほど申し上げたように……（山井委員「もういいです。委員長、注意してください」と呼ぶ）いやいや、答弁しているのに注意もないでしょう。（山井委員「長過ぎます」と呼ぶ）いやいや、先ほど十分先生も長くお話しになったわけでありまして……（山井委員「長過ぎます。委員長、注意してください」と呼ぶ）

○渡辺委員長 簡潔に答弁をお願いします。

○塩崎国務大臣 この健康確保措置というのものも労働時間の状況に応じて導入をしていくということでもありますので、今先生がおっしゃったような御懸念は当たらないということをはっきり申し上げておかないといけないというふうに思ったところでございます。

○山井委員 そういう机上の空論の答弁をされるだろうと思って、御本人もお見えになっているわけですよ。御本人を前にしてそういう答弁をされる。

割り増し賃金が深夜残業で出ると言っているけれども、会社側は平均十時間しか認めていなくて、パソコンの記録は消去しているわけですよ。

さらに、労働時間を把握していないと言うけれども、把握していますと。ここにグラフがあるじゃないですか。裁量労働制企画型、四二・六%が労働時間不明。不明なんですよ。

さらに、御自分のパソコンで把握しているということに関しても、今回みたいに、いざ労災申請したら、パソコンの記録が消去されるんでしょう。ほかの御遺族の方からも聞きましたけれども、お葬式の日、会社が来て、過労死した息子のパソコンを回収して、全ての記録を消去した。その方も過労死の認定はおりていませんよ。

これはなかなか大変なんです。大臣、実態をわかっていないんじゃないんですか。

さらに、ここに今回、グラフをつくってみました。今回の法案というのは、二段構えになっているんです。高度プロフェッショナル、これは、高度な専門職で年収一千万円以上。将来はこの年収要件も下げられるでしょう。し

かし、もう一つは、裁量労働制の方には年収要件も入っていませんし、新入社員でも裁量労働制の拡大で事実上残業代ゼロになります。こちらの対象の方が多いかもしれないという危惧もあるわけです。

大臣、もう一方のお話。

「二十四歳のままの“わっきー”へ」という、二十四歳で脇山さんが過労死をされました。二十四歳です。御遺族の方にもお目にかかりました。これも裁量労働制です。

どういう声が出ているのか。この脇山さんの文集から抜粋させていただきますと、この件も、最初会社側はどう主張して労災が受けられなかったかということ、「勤務時間は長いが、業務の密度は疑問。同じ仕事をしている人で死亡した人がいない。」、二番目、「裁量労働制の職場なので自分で勤務時間を工夫できたはず。」と。二十四歳の若者をつかまえて、自分で勤務時間を工夫できるはず、それは無理でしょう。

さらに、脇山さんのお母さんの資料によると、ふだんの仕事が手いっぱいなので、顧客の方と会うのが土日に行わざるを得ず、完全に休める土日などなかった、会社の出退勤時刻も、記録を見ると、二十六時、二十八時、三十時などという、地球上にあり得ない表記である、また連日の深夜勤務も裁量労働の名のもとにくくられてしまうと。

これを営業職に広げようとしているんですよ、今回の法案は。私は、裁量労働制も、今もある制度ですから、全面的に、全員にとってだめだと言う気はありません。その方がフィットしている人もおられるでしょう。しかし、一方では、こういう被害者の温床になってしまっているという現実があるわけです。

塩崎大臣にお聞きしますが、今回、残業代ゼロ法案の中に入ろうとしているこの裁量労働制の営業などへの拡大、年収二百万円でも、二十代の若者でも適用されるんですか。

大臣、そんなことを官僚に聞いてどうするんですか。あなたが責任者じゃないですか。

○塩崎国務大臣 この法律が出てくればわかると思いますが、法律を読んでいただければわかると思いますが、今回拡大しようとしているものについても二つあって、課題解決型提案営業というもので、これは、先ほど申し上げましたけれども、法人である顧客の事業の運営に関する事項について企画、立案、調査及び分析を行って、かつ、これらの成果を活用した商品の販売または役務の提供に係る当該顧客との契約の締結の勧誘または締結を行う業務と、ちょっと長ったらしくて難しいんですが、要は、かなり企業の経営そのものに、全体に影響を与えるような問題についての課題解決型の提案営業であって、単なるルートセールスとか、あるいは単純な営業、何か物を売るとか、そういうことではありませんので……（山井委員「質問に教えてください」と呼ぶ）いや、質問に答えているんです。なぜ広がらないかということの説明しているわけです。（山井委員「二百万、二十代はどうなんですか」と呼ぶ）聞いてください。

それから、例えば、裁量的にPDCAサイクルを回す業務というのも……（山井委員「委員長、注意してください」と呼ぶ）

○渡辺委員長 今答えていますので、聞いてください。

○塩崎国務大臣 これも、後ほどの指針でもって、企画立案調査分析業務と組み合わせる業務が、個別の製造業務や備品等の物品の購入業務とか、あるいは庶務経理業務とか、こういう単純な業務ではないということであって、そうすれば、今御指摘の……（山井委員「質問に教えてください」と呼ぶ）答えていますから、聞いてください。二百万でそういうようなことをやることはまずあり得ない話でありまして、そういう人たちではないということがまず第一であります。

それと、少なくとも、これは法律で、対象の労働者は、対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者で、なおかつ、それに加えて、追って指針でもって、少なくとも三年ないし五年程度の職務経験を経ることが必要だということであって、そうすると、先生がおっしゃったように、入った年とか翌年とかいうことはあり得ないことが明らかになってまいります。

それから、今申し上げたように、営業も、かなり高度な営業でありますから、報酬もそれに見合った報酬でないとおかしいわけでありまして、報酬の安い方が、低い方が、いきなり入った年に、あるいは翌年にこの裁量労働制になるということはありません。

それから、さっき申し上げた労使委員会で時間などを決めるわけでありまして、これは労使の自治でもって

合意をしてからでないとは導入できないということになっていることも御理解をいただきたいというふうに思います。

○山井委員 いや、法律にはそんなことは全然書いてないですよ。法律に書いてないことを説明されて。

それではお聞きしますが、今、二百万円もあり得ないとおっしゃいましたが、三百万円もあり得ないですか。それと、二十代の若者はこの法案の対象にならないということは、今ここに、十一ページに労政審の建議が入っています。これは、この建議と同様の法案になりますから、どう読み取れるんですか。三百万円が入らない、二十代が入らない、どこに書いてあるんですか。

○塩崎国務大臣 今申し上げたように、常識的にそう言っているのもあって、金額でどうのこうのということではなくて、先ほど申し上げたような、法律でもって定められた業務についての新たな拡大を、二つのパターンについて追加をお願いしたいということをお願いしている。

それで、はっきりしていることは、ことし入った新人さんとか、そういうことは、先ほど申し上げたように、指針でもって多分、これは三年から五年ということである……（山井委員「多分じゃないだろう」と呼ぶ）まだ、だって、それは決まっていなから。法律が通ってから初めて指針というのはつくるんですから、今はそんな決め打ちはできませんよ。それはもう常識じゃないですか。

だけれども、我々の考え方は、今申し上げたとおり、三年から五年程度の職務経験を経ることが必要だということでもまいりたいということをお願いしているわけであって、なおかつ、さっき申し上げたように、単純なルートセールスとかそういうのではだめでありますし、物品購入だけとかそういうことでもだめで、もう少しやはり、企業の経営全体に影響を及ぼすようなシステムとか、そういうような大きな話でやっていただくために、ここで裁量労働制を広げて、より効率よく働いていただけるチャンスをつくろうじゃないか、こういうことでやろうとしているわけでありまして、今先生がお決めつけをいただいているような形にはならないというふうに私たちは思っております。

○山井委員 本当に、気楽だとしか言いようがないですね。多分省令でそうなるだろう。でも、省令なんて国会の審議を経ずに何度でも今後変えられますよ。

さらに、常識的にはとおっしゃるけれども、では、過労死で亡くなられた二十四歳の脇山さん、新入社員で裁量労働制で、三百六十五日ずっと働かされて。裁量労働を新入社員で導入されるのが常識的にあり得ますか、裁量がありますか。非常識だと思いますよ。でも、今、非常識な現状があるから過労死がふえちゃっているんじゃないですか。

先ほども言ったように、月百五十時間残業されて、年間三百日海外出張された方でも、月の残業は十時間、会社側はパソコンを押収して記録を消してしまう、それは非常識ですよ。でも、そういうケースのブラック企業というものが今ふえている。

ブラック企業というのはどういう定義か。残業代は払わない、異常な長時間労働をさせる。そのブラック企業の手口は、名ばかり管理職と裁量労働制の悪用なんですよ。そういう意味では、まさに、今回の法案、ブラック企業合法化法案になりかねませんよ。

私は、今、過労死防止対策大綱を議論している最中なんですから、この法案の提出を断念していただきたい。なぜならば、昨年、ここにいる厚生労働委員会のメンバーで、自民党さんも公明党さんも一緒になって過労死防止法をせつかく成立させたじゃないですか。御遺族の方々、関係者の方々、涙を流して喜ばれました。さらに、その御遺族の方々も、過労死された息子さんや御主人の仏壇に手を合わせて、過労死防止法が成立したと仏壇に報告をしているわけですよ。

それが、その翌年に、今言ったような、過労死を減らすどころか、過労死がふえかねない、そういう法律を提出するというのは、私は、厚生労働委員会に対しておかしいと思うだけではなく、本当は家族ともっと一緒に生きたいと願っておられた過労死された当事者の方々の無念の思いに対しても失礼だというふうに思います。

この提出を断念していただきたい。そして、私が先ほど質問したような問題点がないかしっかりと精査して、もう一度じっくり検討をして、今回は提出を断念していただきたいと思いますが、大臣、いかがですか。

○塩崎国務大臣 先ほど来お聞きをいたしておりますと、必ずしも正確ではない、決めつけが多いような感じが

いたして心配をしているわけでありませう。

何度も申し上げますけれども、ブラック企業というふうにおっしゃっているのは法律違反をする企業であって、それは法律にのっとって厳しく対処していかなければならないことは当然のことです。

今度の裁量労働制は、先ほど私が申し上げたように、労働時間規制というのは全て適用をされたままです。ですから、三六協定も、残業代についてしっかりとあるわけです。それを破れば労働基準法違反で、当然のことながら、私どもは対処しないとイケないということでもあります。

また、割り増し賃金、これは、深夜のみならず、時間外、休日、深夜、全部でありますけれども、これも全部払わなきゃいけないようになっていきますから、それを払わないんだったら、それは法律違反で対処していくというだけの話であって、山井先生、今のように、裁量労働制が全部ブラック企業をやるためのものかのようなことを言われたのではちょっと、正確ではないどころか、それは全くの間違いであって、そういうことを我々はやるつもりはない。

規制はきっちりし、そして健康確保も仕組みを新たにつくり、それを担保するものとして、労使自治で労使委員会がちゃんと一つ一つ見ていく、そしておかしなものはおかしいと言っておいただくという仕組みもあわせて導入をしながらこの制度をやっていくということでもありますし、どういう限定をされるのかということについては……（山井委員「短くしてください、答弁を」と呼ぶ）いや、それはぜひ聞いてもらわないとイケないので。一方的なお話だけを皆さんに聞かせては、何を我々が本当はやろうとしているかというのが正確に伝わらないので、そこのところは言わせていただかないとイケないと思っております。

ですから、これは、いずれにしても、審議をやるときに改めてよく見ていただいた上で御議論を賜れば大変ありがたいというふうに思います。

○山井委員 この委員会審議というのは、塩崎大臣に実態を私が授業をする場じゃないんですよ。実態と余りにもかけ離れています。

繰り返しになりますが、今言ったじゃないですか、四二%の人が労働時間不明なんです。労災もおりないんですよ。過労死にも認定されないんですよ。割り増し賃金も払われていないんですよ。それが実態なんです。そういう実態があるから、さらにそれを助長しかねないと言っているのであって、塩崎大臣がそういう不条理な実態があることを知らずにこんな法案を出してきたら、大変なことになりますよ。

それで、塩崎大臣にお聞きしますが、あなたが責任者ですから、来年の四月以降、この法案で新たに対象になる高度プロフェッショナルや裁量労働制で過労死する人、絶対ふえないんですか。責任を持ってそれを言えますか。もしお亡くなりになられる方が出たら、それはこの法改正が人を殺したことになるかえせんよ。大臣、それをお聞かせください。

○塩崎国務大臣 課題解決型提案営業の業務も、それから裁量的にPDC Aを回す業務についても、先ほど来申し上げているように、時間規制は今までどおり守りますし、健康の確保についての措置については、新たに法律でもって定め、なおかつ、省令でそれを担保するような形でやっていきますので、今、御懸念のようなことをおっしゃっておられますけれども、この制度をつくることとそれとはまた全然別のレベルの話だというふうに思います。

○山井委員 私は、この残業代ゼロ法案は特に与野党対立する法案では本当はないと思っているんです。私も、多様な働き方、それがふさわしい人もいるとは思っています。

問題は、この法改正の今の安全確保措置では、長時間労働がふえますよ。アメリカの例でも、オバマ大統領も、ホワイトカラーエグゼンプションで長時間労働、最低賃金割れがふえているということで、縮小を指示しています。アメリカでさえ縮小を指示しています。

さらに……

○渡辺委員長 山井君に申し上げます。

既に時間が終了しておりますので、質疑を終了してください。

○山井委員 委員長、そうおっしゃるんだったら、塩崎大臣の長い答弁を注意してください。理事会でこのことも協議してください。

○渡辺委員長 やりました。

○山井委員 それで、この八ページにもありますように、一つ問題提起しておきますが……

○渡辺委員長 終了してください、山井君。

○山井委員 三月十九日に企画業務型で一人自殺をされたというデータが、四日後に変わって、企画業務型の過労死はゼロに、四日間でなぜかゼロに厚生労働省のペーパーが変わっておりますので、このことも今後なぜか私は聞いていきたいと思えます。

何よりも、過労死防止法が成立したわけですから、今後私たちが議論する法律は、過労死をどうやってなくすか。まさにこれは与野党関係ありませんから、過労死をなくす法案になるまで提出は待っていただきたいをお願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。